

令和4年 第3回

京田辺市教育委員会臨時会

令和4年11月2日（水）

令和4年第3回教育委員会臨時会会議録

1 日時・場所

令和4年11月2日（水）午後4時30分

京田辺市役所5階全員協議会室

2 出席委員

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	西村	和巳
委員	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子

3 出席職員等 職・氏名

教育部長	藤本	伸一
教育指導監	上原	正章
教育部副部長	鈴木	一之
教育総務室担当課長	北尾	卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	片山	義弘
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	七五三	和広
（事務局）教育総務室主査	鈴木	勝浩
	（兼務職記載省略）	

4 日程

- 1 開会宣告
- 2 日程第1 協議 京田辺市立小学校給食調理の民間委託について
- 3 日程第2 議案第34号 京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則（案）に対する意見について
- 4 閉会宣告

1 開会宣言

教育長 それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第3回京田辺市教育委員会臨時会を開会いたします。なお、出席数は5名で、定足数を満たしております。

本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりでございます。

教育長 日程第1、協議につきましては、京田辺市教育委員会会議規則第17条第4号に規定する「会議を公開することにより、関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われるので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

2 日程第1 協議 京田辺市立小学校給食調理の民間委託について

教育長 日程第1、協議、京田辺市立小学校給食調理の民間委託についての件を議題とします。

本件について説明願います。

学校給食課長 協議、京田辺市立小学校給食調理の民間委託についてご説明申し上げます。

小学校給食調理業務につきまして、調理員の高齢化や人材の安定確保が困難な状況にあるため、安定的な調理運営に向け、学校給食調理を直営方式にて実施している2校、薪小学校、田辺小学校を民間委託方式へ変更することについて協議をお願いするものです。

本市教育委員会におきましては、学校給食調理業務を平成22年度から平成24年度までに、小学校9校のうち6校で民間委託を進めてきました。さらに、平成30年度には普賢寺小学校で民間委託を行いまして、令和4年度現在では、直営校であります田辺小学校及び薪小学校を除く7校で学校給食調理業務を民間委託方式にしています。

この調理業務の民間委託を開始して以降、栄養教諭、管理栄養士等が、日々の調理業務指示書に基づき給食調理を委託業者に指示することによりまして、現在、効率的かつ安定的に給食調理の業務を運営することができています。

一方で、学校給食調理の民間委託実施校以外の田辺小学校と薪小学校におきましては、正規職員に加えまして会計年度任用職員を雇用し、調理業務の体制維持に努めてきたところですが、

しかしながら、現在、直営校では、調理師の退職などにより、会計年度任用職員に欠員が生じたとき、職員募集や人材派遣などの方法によりその補充に努めてきたところですが、今般の社会情勢等により、さまざまな課題が生じているところです。

そこで、正規職員及び会計年度任用職員の雇用についての配慮を行った上で、令和6年度には全小学校において学校給食調理業務の民間委託を進めたいと考えております。

まず一つ目、直営校の給食調理員の現状であります。田辺小学校、薪小学校がございまして、田辺小学校においては正規職員2名、会計年度任用職員も2名、薪小学校、正規職員2名、会計年度任用3名が従事しているものです。

二つ目の直営校におけるさまざまな課題でございまして、まず一つ目であります。調理員が高齢化しておりますのと、今般の人材不足によりまして、人員の確保の困難さに伴いまして業務体制が不安定になっているところです。

二つ目、調理員の休暇取得や体調不良による代替職員の確保が直営校では不可能という点です。

三つ目、調理員が新型コロナウイルス感染症により自宅待機等を要することなど、不測事態への対応ができないことがありますので、これにより長期間にわたり給食提供ができなくなる場合がございます。

四つ目です。栄養教諭による調理員への調理指導を日々行っておりますが、負担となる場合があります。食育指導への制約が生じる可能性があることでございます。

民間委託にした場合のメリットについてでございます。

まず、一つ目です。業務内容や業務量に応じた柔軟な人員配置や運営体制の構築が可能であるため、多様な人材確保が容易であることです。

二つ目です。受託者による新型コロナウイルス感染症、体調不良が生じた場合などの緊急時などにおける代替調理員の確保や柔軟なシフト管理が可能でありますことから、その結果、安定した給食提供が可能です。

三つ目です。栄養教諭や管理栄養士の業務について、調理全般の管理、特に衛生管理、食育推進事業に重点を置くことができるものと考えております。

四つ目です。直営校の職員の人事管理、労働安全管理、それと福利厚生などに係る業務の軽減ができると考えております。

次に、小学校給食の給食調理業務に係る今後の方向性です。

一つ目の調理運営の実施方法でございます。直営校の調理業務につきましても、現状の抱える課題、民間委託のメリット等を勘案し、民間委託が適当であると考えているところです。なお、直営校を取り巻く体制といたしましては、職員の高齢化や雇用の不安定等がありますので、直営校1校を令和5年度から民間委託でいきたいと考えております。

二つ目です。直営校の民間委託に向けた具体的な工程でございます。

まず一つ目、令和5年度です。直営校において、令和5年度に民間委託へ移行する小学校につきましましては、給食調理のスペースや学校用地の余裕などを総合的に勘案した結果、田辺小学校を民間委託にしたいと考えております。現在、直営校に従事している正規職員、会計年度任用職員につきましましては、薪小学校に集約したいと考えております。

二つ目、令和6年度について、残る薪小学校につきましても、民間委託に移行いたしまして、小学校の給食調理業務を完全に民間委託をいたしたく考えております。これにより、安全安心な給食提供に向けまして、調理運営から衛生指導、衛生管理に特化したいと考えております。

次の資料では、直営校の民間委託に向けたスケジュールを表であらわしています。給食

調理運営、職員配置などであります。まず、給食調理運営につきましては、令和4年度、薪、田辺小学校ともに、直営校でやっております。令和5年度から田辺小学校については民間委託、薪小学校については令和5年度、直営で行いまして、令和6年度から民間委託へ移行いたします。

職員配置についてですが、現在の田辺小学校の市職員を令和5年度の年度当初に薪小学校へ異動していただいて、令和5年度については、薪小学校で従事していただくことを計画しております。

完全民間委託に伴う市職員の対応についてですが、正規職員につきましては、他業務、他部署への配置転換を行います。会計年度任用職員の方々につきましては、本人の意向を踏まえつつ、小学校の給食業務の委託業者や令和6年度から開業いたします（仮称）学校給食センターにおける委託業者に対し、雇用について働きかけを実施いたしまして、可能な限り就業の場の確保に努めたく考えております。

最後に、予算措置でございます。民間委託事業経費につきましては、令和4年度及び令和5年度の予算を参考に措置を講じて対応したく考えております。

教育長 ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

藤原委員 事情は非常によく分かりまして、既に他の学校でもやっていることですので、何となく流れ的には仕方がないと思いますが、民間委託になると栄養教諭や管理栄養士の人たちの指導等々は、具体的にはどうなるのでしょうか。

学校給食課長 現在、栄養教諭並びに管理栄養士を各小学校1校ずつ配置させていただいております。特に、直営校の調理におきましては、午前中、調理の指導に栄養教諭または管理栄養士が入って従事していただいております。そういったことがありまして、委託校につきましては、委託会社の主任が調理指導を行うということで、直営校については栄養教諭、管理栄養士が指導しておりますが、本来、栄養教諭におきましては、子どもの食の指導というのが本来の業務でありますので、民間委託することにより、さらなる食育に、栄養教諭本来の業務に時間を取ることができるので、メリットがあると考えているところです。

藤原委員 栄養教諭はそのままその学校におられる、在籍されるということですか。

学校給食課長 委託になりましても、栄養教諭は配置するということでございます。

西村委員 今までの流れでいきますと、新規に採用されてないわけですから、もうこのような形で年齢とともに配置を考えていかなければならないということで、最終段階に来ているのではないかと思いますし、理解を示すわけでございますが、施設の面では、この薪と田辺については、民間委託した場合、施設の改善とか、いろいろ改良という部分の課題なく、人だけ替わればいけるのかその辺りのところを教えていただきたい。

学校給食課長 調理施設におきましては、現在の子どもの数の調理ができるということで、田辺、薪小学校について、現行の施設でできると考えております。ただ、人数が増えることによりまして、休憩室でありますとか、そのようなことについては一定の配慮が必要かなと考えているところです。

西村委員 もう1点、来年、薪に集約され、来年度に向けて、2年先には正規職員方も給食としての働く場所がないような形だと思うのですがけれども、このところにも、今従事さ

れている正規職員の方々についても、十分次へのつながりを配属されとうたわれていまして、現状で正規職員の方は多分退職に近い年齢やと思うのですが、会計年度任用の方も年齢的には高いんでしょうか。

学校給食課長 今回の会計年度さんも長く勤めていただいております、平均年齢でいいますと58歳という、かなり高齢になっているのが現状でございます。正規職員につきましては、全員年齢については50歳前後という現状でございます。

教育長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 なしと認めます。

日程第1、協議、京田辺市立小学校給食調理の民間委託についての件を終わります。

以上で会議を非公開とすることを終わります。

（出入口解錠）

3 日程第2 議案第34号 京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則（案）に対する意見について

教育長 次に、日程第2、議案第34号、京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則（案）に対する意見についてを議題とします。

本件について説明願います。

教育総務室担当課長 それでは日程第2、議案第34号、京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則（案）に対する意見についてご説明させていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づく市長からの意見聴取について、教育委員会から提示すべき意見を決定するため提案するものです。

まず、議案の3枚目にありますように、市長から法律第27号第2項の規定に基づき、教育委員会に意見の聴取がありました。内容は、京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則に関してになります。

規則の内容といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、本市が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、京田辺市教育委員会の意見を聞かなければならないものを規定するものです。

この規則において、教育委員会の意見を聞かなければならない項目といたしましては、

1. 幼保連携型認定こども園に関する教育課程に関する基本事項の策定に関すること。
2. 幼保連携型認定こども園の設置、廃止、または休止に関すること。
3. 前2項に掲げるもののほか、教育委員会の権限に属する事務と密接な関係を有するものとして市長が認める事務。この3件とされています。

当該規則の制定につきまして、その内容について特に問題はないと考えますので、議案の2枚目のとおり、教育委員会として異議はないという旨の意見を行うことにつきまして、教育委員会に議決を求めたいと考えるものです。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

西村委員 1項の教育課程に関する基本的事項の策定とありますが、基本的事項というのは具体的にどういうものを指し示しているのか教えていただきたい。

輝くこども未来室長 1番について、基本的な事項ということになりますので、こども園の運営に関することを考えております。具体的に申し上げますと、各園のほうで重要事項説明書等を作成いたしますが、それについて教育委員さんのほうにご提案を申し上げて、それについてご確認をいただきたいと思いますと考えております。

なお、2番目のほうにつきましては、園の配置ということになりますので、市のほうは配置の関係の条例を用意させていただいているところです。

教育長 よろしいですか。ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第34号、京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則(案)に対する意見について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

本日予定しておりました議事日程は以上でございます。

その他、報告事項等ございませんか。

こども政策監 このたび、輝くこども未来室におきまして、市立幼稚園の個人番号を含む入園に係る書類を紛失する事案が発生しましたのでご報告申し上げます。

概要ですが、対象幼稚園は、大住幼稚園15件、松井ヶ丘幼稚園4件になります。紛失物及び人数ですが、令和5年度幼稚園入園願書、2園合わせて19名分、子どものための教育・保育給付認定申請書、こちらも19名分ですが、こちらのほうに世帯を含む個人番号74人分が記載されておりました。

紛失日時ですが、令和4年10月20日の午前中に判明いたしました。紛失場所は、市役所の輝くこども未来室執務室内になります。

経緯でございますが、当該書類につきましては、幼稚園のほうで9月8日、9日に幼稚園で入園申込みの受付の後、事務処理のため、輝く未来室のほうに運びまして、10月1日に入力等を輝く未来室の執務室において行いました。その後、室内で保管しておりました。

その後、入園許可の決裁等を取りまして、20日の午前中に最終その許可書と原本を確認するために保管場所を確認したところ、当該幼稚園分の書類がないことが発覚いたしました。発覚後、輝くこども未来室、両幼稚園及び関係すると思われる場所を捜索しましたが、現在のところ、発見には至っておりません。

なお、現在のところ、当該書類の外部流出や不正に使用された事実は確認、報告されておりません。

本市の対応といたしまして、入園願書を提出された19世帯につきまして、10月17日に市職員が全軒訪問し、面会した世帯については事情説明及び謝罪を行いました。また、

不在世帯につきまして、翌日以降、再度訪問を行い、全世帯への訪問ができております。今後につきましては、個人番号ということもあり、個人番号の変更を希望される方もおられますので、その手続等を記載したものを配付する予定をしております。

今後の対応ですが、今回の書類紛失の原因は、個人番号が記載されていた書類にもかかわらず、施錠できる保管庫で厳重に保管していなかったことによるものと考えております。引き続き、対象となる皆様に対して適切な対応を図るとともに、再発防止のため、職員へ個人情報保護に関する周知徹底を図り、適切な個人情報の管理及び取り扱いに努めてまいりたいと思います。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

藤原委員 この個人番号というのはどれくらいの期間有効なのか。願書のときだけなのか、それとも入園してからずっと卒園するまで有効なのか。

こども政策監 個人番号はいわゆるマイナンバーですけど、これにつきましては、本人確認のために使用するため、番号を記載させていただいております。普通は一生涯同じ番号を使うことになります。

藤原委員 マイナンバーのことなら重大ですね。

西村委員 執務の基本的な部分で、どういうものは鍵のかかるところに置いて、どういうものは鍵のかからないところに置くとか、そのような事務的な仕分けのルールとか、基準というのは設けておられるのか。

こども政策監 マイナンバーを記載した書類につきましては、必ず事務を行うときに鍵のかかるロッカー等に保管しているものを出してきて、事務が終わればそのまますぐにまたそこへ返すのが原則になっています。今回につきましては、連続して毎日戻すにあたって、鍵をかけるところまでできなかったことが原因だと考えています。

教育長 この件に関して他の保護者等から何か不安の声というのはありましたか。

輝くこども未来室担当課長 実際、謝罪と事の経緯の説明を対象になっている世帯様に訪問をしてまいりました。中には、マイナンバーの個人番号ということで、外部流出の形跡はないと説明させていただきましたが、やはり気持ち悪いと思われる保護者の方は多かったです。実際問題、今持っておられる番号を変更したいと要望される方も多かったので、速やかに番号変更の手続が取れるように、市民年金課の協力を得ながらやっていきたいと考えています。

こども政策監 他園、在園児につきましては、今回起こったことについてのいきさつ等について文書を出させていただきました。今回、ほかのところ、まだ来年入園ということですので、在園されてない方につきましては、数件お問合せがありましたが、そこについては説明させていただきましたし、今後も丁寧にご対応させていただきたいと思っています。

教育長 ほか、よろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 それでは、今の報告について終わります。

以上をもちまして令和4年第3回京田辺市教育委員会臨時会を閉会いたします。